

豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市における要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に係る情報交換に関すること。
- (2) 要保護児童等に係る関係機関の連携に関すること。
- (3) 要保護児童等に係る意識啓発に関すること。
- (4) その他要保護児童等に関すること。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、座長には豊橋市こども未来部福祉事務所こども若者総合相談支援センター長をあて、副座長には健康部保健所こども保健課長をあてる。
- 3 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

(連絡調整会議)

第4条 協議会に連絡調整会議を置き、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 連絡調整会議は、個別事例について定例的に情報交換及び検討するとともに、適宜機敏な対応を図り、その活動状況を協議会に報告する。

(守秘義務)

第5条 協議会及び連絡調整会議の構成員は、正当な理由がなく、協議会及び連絡調整会議の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、豊橋市こども未来部福祉事務所こども若者総合相談支援センターに置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

別表１（第３条関係）**協議会構成員**

法務省名古屋法務局豊橋支局総務課長
愛知県東三河福祉相談センター児童育成課長
愛知県豊橋警察署生活安全課長
豊橋市医師会の代表
人権擁護委員の代表
教育委員の代表
民生・児童委員、主任児童委員の代表
保育園の代表
幼稚園の代表
子ども・若者総合相談窓口運營業務受託法人の代表
豊橋市教育委員会学校教育課長
豊橋市健康部保健所健康増進課長
豊橋市健康部保健所こども保健課長
豊橋市健康部こども発達センター長
豊橋市民病院医師（市民病院児童虐待対策委員会委員長）
豊橋市市民協創部安全生活課長
豊橋市福祉部福祉事務所障害福祉課長
豊橋市福祉部福祉事務所生活福祉課長
豊橋市こども未来部福祉事務所保育課長
豊橋市こども未来部福祉事務所こども家庭課長兼こども若者総合相談支援センター長

別表２（第４条関係）**連絡調整会議構成員**

愛知県東三河福祉相談センター児童育成課職員
豊橋市教育委員会学校教育課職員
豊橋市健康部保健所健康増進課職員
豊橋市健康部保健所こども保健課職員
豊橋市健康部こども発達センター職員
豊橋市民病院医事課職員
豊橋市福祉部福祉事務所生活福祉課職員
豊橋市こども未来部福祉事務所保育課職員
豊橋市こども未来部福祉事務所こども若者総合相談支援センター職員
その他、要保護児童対策のため必要な関係職員